

1	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 1 月 8 日から 平成 28 年 1 月 7 日まで			

基監発 0108 第 2 号

平成 27 年 1 月 8 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

( 契 印 省 略 )

長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題があると考えられる  
事業場に対するインターネットを活用した当面の取組について

インターネット上の情報については、労働条件に問題があると考えられる事業場の情報が存在し、特に、高収入を謳うもの、求人を繰り返しているもの、過重労働が疑われるもの等様々な求人情報等も認められるところである。

今般、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」の下に設置された「過重労働等撲滅チーム」の検討結果を踏まえ、平成27年以降の新たな取組の一つとして、長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場に対する監督指導の選定等に当たってインターネットを活用することが、昨年12月に開催された臨時全国労働基準部長会議において、指示されたところである。

については、平成27年度から委託事業により本格的に実施するまでの間、下記のとおり、試行的に実施することとしたので、その適切な対応に遺憾なきを期されたい。

## 記

### 1 本取組の概要について

本取組は、本省労働基準局監督課（以下「本省監督課」という。）においてインターネットを用いて収集した、長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題がある可能性のある事業場

に係る情報を、当該事業場を管轄する労働基準監督署（以

下「管轄署」という。)が監督対象事業場の選定等に活用するものであること。

## 2 具体的な処理について

### (1) 処理の流れ (別紙1参照)

ア 本省監督課は、個別の事業場に係るインターネット上の求人情報や書き込み情報等を監視し、特に、以下の情報を中心に着目し、長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題がある可能性のある事業場の情報を収集する。

①

②

③

イ 本省監督課は、上記アの収集した情報のうち、管轄署が行う監督対象事業場の選定等に資すると考えられるものを、当該事業場を管轄する都道府県労働局 (以下「管轄局」という。)へ随時提供する。

ウ 管轄局は、上記イにより提供された情報を、管轄署へ速やかに提供すること。

### (2) 情報提供の方法

ア 上記(1)のイの情報提供は、

なお、情報提供先に

ついて、特別の事情がある場合には、別途、本省監督課と協議すること。

また、情報提供前に担当官から管轄局監督課長あて電話連絡する。

イ 上記(1)のウの情報提供は、平成 26 年 8 月 8 日付け基監発 0808 第 1 号「平成 26 年度労働条件相談ダイヤル事業の実施に係る留意事項について」記 2 の(5)に準じて、管轄局監督課長又は同人が指定する者から管轄署へ行うこと。

### (3) 管轄署における処理

提供された情報は、

を行うこと。

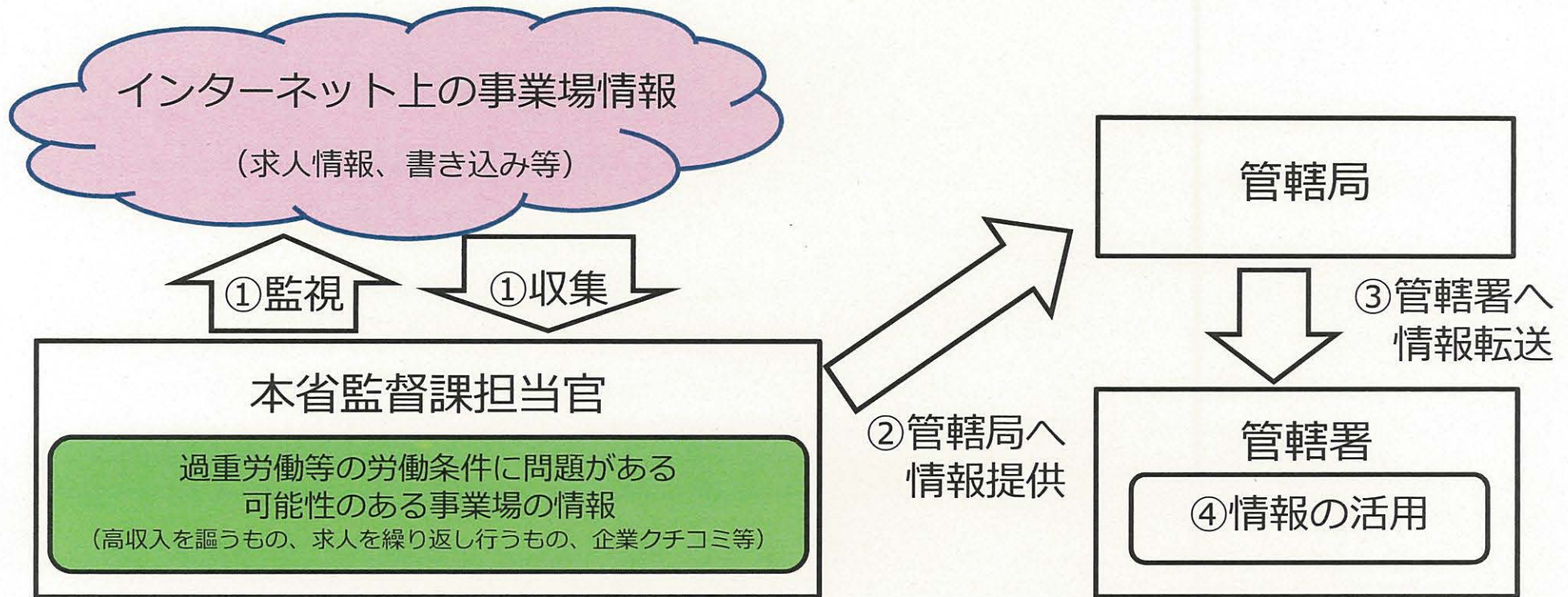
### 3 情報管理

本取組において、提供する情報提供票に記載された情報については、インターネット上の公の情報であるものの、労働基準監督機関が組織的に取り扱う個別の事業場に係るものとなることから、その情報の取扱いについては適切に行うこと。

### 4 その他

平成 27 年度からの本格的な実施に際し、インターネット上の情報の収集に有効と考えられる求人情報サイト、匿名の掲示板 (URL 含む。)、検索ワード等を把握している場合は、本省監督課監督係あてメールで報告すること (様式任意)。

# インターネットを活用した情報の処理の流れ（試行版）



- ①【情報の監視と収集】 インターネット上の長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題がある可能性のある事業場の情報を監視し収集。  
(事業場の求人情報、労働者等からの長時間労働に係る書き込み情報等)
- ②【管轄局へ情報提供】 [REDACTED]  
(情報提供は、長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題がある可能性のある事業場情報であり、一定程度、労働条件が明確になっている情報等)
- ③【管轄署へ情報転送】 管轄局から管轄署へ労働基準行政情報システムのメール機能により提供。
- ④【管轄署での活用】 [REDACTED] 監督対象事業場の選定等に活用。

## 情報提供票

		検索日：平成27年 月 日 ～ 月 日
		情報提供日：平成27年 月 日
		管轄局：
事業場等名		電話：
事業場等所在地		
代表者職氏名		
発見サイト及びURL	( )	
掲載者	<input type="checkbox"/> 事業場等 <input type="checkbox"/> 労働者（労働者の家族含む。） <input type="checkbox"/> 労働組合 <input type="checkbox"/> その他	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 鉱業・建設業 <input type="checkbox"/> 運輸交通業 <input type="checkbox"/> 貨物取扱業 <input type="checkbox"/> 農林業 <input type="checkbox"/> 畜産・水産業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 金融・広告業 <input type="checkbox"/> 映画・演劇業 <input type="checkbox"/> 通信業 <input type="checkbox"/> 教育・研究業 <input type="checkbox"/> 保健衛生業 <input type="checkbox"/> 接客娯楽業 <input type="checkbox"/> 清掃・と畜業 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> その他の事業 <input type="checkbox"/> 不明	
労働者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10～29人 <input type="checkbox"/> 30～49人 <input type="checkbox"/> 50～99人 <input type="checkbox"/> 100～299人 <input type="checkbox"/> 300人以上 <input type="checkbox"/> 不明	
○監視の結果、収集した情報		
主  な  内  容		
以下に分類できる場合は、□にレ印を付すこと。		
<input type="checkbox"/> 1		
<input type="checkbox"/> 2		
<input type="checkbox"/> 3		
別添送付資料の有・無	資料内容： ( )	